2026年11月27日

各　位

会　社　名　　株式会社カカクコム
代表者名　　代表取締役社長　村上　敦浩
（コード番号2371　東証プライム）
問合せ先　　取締役上級執行役員CFO　粕谷　進一
（TEL　03-5725-4554）

（変更）「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2026年５月12日付で公表いたしました「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（当社が2026年５月14日付で公表いたしました「(訂正)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」、同年７月２日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月３日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月８日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月17日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、８月３日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、８月14日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、８月28日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、９月11日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、９月30日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、10月15日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、10月29日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」及び11月12日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras　１株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年11月12日付プレスリリース」といいます。）により訂正又は変更された事項を含みます。）について、その内容の一部に変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

2026年11月12日付プレスリリースに記載のとおり、Kamgras　１株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年11月11日、公開買付者による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を１株当たり3,700円に変更しております。

また、本公開買付けとベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）により組成されたリミテッド・パートナーシップであり、LINE ヤフー株式会社（以下、ベインキャピタルと総称して「本提案者」といいます。）による間接的な出資が予定されているBCPE Blitz Cayman, L.P.による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）は両立し得ないことから、当社は、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるかについて検討を行うために、本公開買付価格が3,700円に変更されたことを踏まえ、2026年11月11日時点における本提案者からの公開買付け（本提案者）

に係る提案（公開買付価格：１株当たり 3,700 円。ただし、KDDI 株式会社との間で不応募契約を締結できた場合には、3,720 円）について、公開買付価格を引き上げる意向の有無等を確認する書面を、2026 年 11 月 11 日付で、本提案者に対して送付しておりました。本日時点において、本提案者より継続検討をしている旨を伺っております。

その後、公開買付者は、本公開買付価格を１株当たり 3,701 円、本自己株式取得価格（当社が 2026 年５月 12 日付で公表いたしました「Kamgras １株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」における定義と同じです。）を 3,009 円に変更することを決定し、2026 年 11 月 26 日、2026 年５月 13 日付で提出した公開買付届出書（2026 年５月 19 日付、2026 年５月 27 日付、2026 年６月４日付、2026 年６月 17 日付、2026 年７月２日付、2026 年７月７日付、2026 年７月 17 日付、2026 年７月 31 日付、2026 年８月 13 日付、2026 年８月 27 日付、2026 年９月 10 日付、2026 年９月 29 日付、2026 年 10 月 14 日付、2026 年 10 月 28 日付及び 2026 年 11 月 11 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 11 月 26 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 12 月 10 日まで延長し、合計 144 営業日とすることを決定したとのことです。

当社としては、当社の企業価値の維持・向上及び一般株主の利益を図る観点から、本公開買付けの公開買付期間の延長が繰り返される一方、公開買付け（本提案者）が開始されない状態が長期間に亘って継続することは望ましくないものと考えております。その上で、上記の書面に対する本提案者からの回答を踏まえ、本公開買付けと公開買付け（本提案者）は両立し得ないことから、当社取締役会及び当社株式の非公開化にかかる取引を検討するために設置された当社特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）は、引き続き公開買付者及び本提案者と誠実に協議等を行い、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか、公開買付けの成立可能性があるか等について、現在の状況に鑑みながら適切に検討を行っていく予定です。

なお、本日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の 2026 年７月２日付の意見に変更はありません。

今後新たに開示すべき事由が発生した場合には、速やかに公表いたします。

変更箇所につきましては下線を付しております。

記

２．買付け等の概要

（変更前）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026 年５月 13 日から 2026 年 11 月 26 日まで（134 営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき、金 3,700 円 ① 2016 年８月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第８回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2016 年９月２日から 2046 年９月１日まで）１個につき、金１円 ② 2017 年７月 19 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 10 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2017 年８月４日から 2047 年８月３日まで）１個につき、金１円 ③ 2018 年８月 15 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 11 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2018 年９月４日から 2048 年９月３日まで）１個につき、金１円 ④ 2019 年７月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 13 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2019 年８月５日から 2049 年８月４日まで）１個につき、金１円 ⑤ 2020 年７月 15 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新

	株予約権（「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年８月５日から2050年８月４日まで）１個につき、金１円 ⑥ 2021年７月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第15回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年８月６日から2051年８月４日まで）１個につき、金１円 ⑦ 2021年11月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第16回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年12月４日から2028年12月１日まで）１個につき、金１円 ⑧ 2022年７月20日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第17回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年８月５日から2052年８月２日まで）１個につき、金１円 ⑨ 2023年７月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第18回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年８月７日から2053年８月６日まで）１個につき、金１円 ⑩ 2025年５月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第19回新株予約権」といいます。）（行使期間は2029年６月１日から2033年９月30日まで）１個につき、金１円 ⑪ 2025年６月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第20回新株予約権」といいます。）（行使期間は2027年７月24日から2035年６月17日まで）１個につき、金１円 （上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）
買付け予定数の下限	34,941,000（株）（注１）
買付け予定数の上限	―（株）

＜後略＞

（変更後）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年５月13日から2026年12月10日まで（144営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき、金3,701円 ① 2016年８月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第８回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年９月２日から2046年９月１日まで）１個につき、金１円 ② 2017年７月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第10回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年８月４日から2047年８月３日まで）１個につき、金１円 ③ 2018年８月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年９月４日から2048年９月３日まで）１個につき、金１円 ④ 2019年７月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年８月５日から2049年８月４日まで）１個につき、金１円 ⑤ 2020年７月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年８月５日から2050年８月４日まで）１個につき、金１円 ⑥ 2021年７月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第15回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年８月６日から2051年８月４日まで）１個につき、金１円 ⑦ 2021年11月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第16回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年12月４日から2028年12月１日まで）１個につき、金１円 ⑧ 2022年７月20日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第17回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年８月５日から2052年８月２日まで）１個につき、金１円 ⑨ 2023年７月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第18回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年８

	月７日から 2053 年８月６日まで）１個につき、金１円 ⑩ 2025 年５月 21 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 19 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2029 年６月１日から 2033 年９月 30 日まで）１個につき、金１円 ⑪ 2025 年６月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第 20 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2027 年７月 24 日から 2035 年６月 17 日まで）１個につき、金１円 （上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）
買付け予定数の下限	34,941,000（株）（注１）
買付け予定数の上限	―（株）

＜後略＞

３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

①　本公開買付けの概要

（変更前）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10 月 27 日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、2026 年 11 月 11 日、本公開買付価格を 3,683 円から 3,700 円に変更することを決定し、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 11 月 11 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 11 月 26 日まで延長し、合計 134 営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 11 月 11 日付条件変更」といいます。）。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前１株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の６第１項、令第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式１株当たり 3,008 円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものとのことです。

さらに、DG は、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのことです（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式１株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である 3,700 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DG は、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約 20%（予定）（注 10）を保有することとなる見込みとのことです。

＜中略＞

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

＜中略＞

② 本公開買付けの実施後（2026年12月３日（予定））

＜中略＞

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2027年２月中旬（予定））

＜中略＞

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027年２月下旬（予定））

＜中略＞

⑤ 本自己株式取得の実施後（2027年２月下旬（予定））

＜中略＞

⑥ 本再出資の実施後（2027年２月下旬以降（予定））

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10月27日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、2026年11月11日、本公開買付価格を3,683円から3,700円に変更することを決定し、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年11月26日まで延長し、合計134営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月11日付条件変更」といいます。）。

その後、公開買付者は、本11月11日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様に現に提供している売却機会をより有利なものとし、本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を3,700円から3,701円に変更することを決定し、2026年11月26日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月26日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年12月10日まで延長し、合計144営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月26日付条件変更」といいます。）。本11月26日付条件変更後、本公開買付価格は2026年11月26日時点の公開買付価格（本提案者）を上回っており、かつ、同日時点の公開買付価格（本提案者）は引き続きKDDI価格閾値（本11月26日付条件変更後は3,776円）を下回っていることから、本公開買付けが継続し、公開買付価格（本提案者）が変更されない限り、公開買付け（本提案者）については、①公開買付け（本提案者）の開始の前提条件が充足される見込みはなく、②条件付き公開買付価格（本提案者）が実現する可能性もないとのことです。公開買付者としては、以上を踏まえ、本公開買付けが当社の株主の皆様にとって最も魅力的な売却機会であると考えているとのことです。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前１株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の６第１項、令第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式１株当たり3,009円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものとのことです。

さらに、DG は、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのことです（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式１株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である 3,701 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DG は、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約 20%（予定）（注 10）を保有することとなる見込みとのことです。

＜中略＞

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

＜中略＞

② 本公開買付けの実施後（2026 年 12 月 17 日（予定））

＜中略＞

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2027 年２月下旬（予定））

＜中略＞

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027 年３月中旬（予定））

＜中略＞

⑤ 本自己株式取得の実施後（2027 年３月中旬（予定））

＜中略＞

⑥ 本再出資の実施後（2027 年３月中旬以降（予定））

＜後略＞

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（ⅱ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（変更前）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10 月 27 日付協議申入れにおいて、公開買付価格（本提案者）3,700 円（ただし、KDDI との間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができた場合には 3,720 円）を基準として価格変更に関する協議の申入れを受けたことを踏まえ、本公開買付価格について真摯に検討を行ったとのことです。公開買付者は、引き続き本公開買付けは当社の株主の皆様にとって最も魅力的な売却機会であると考えているとのことですが、本公開買付けの成立に向けて株主の皆様にとってより魅力的な売却機会を提供する観点から、2026 年 11 月 11 日、10 月 27 日付協議申入れに応じ、本公開買付価格を 3,700 円、本自己株式取得価格を 3,008 円に変更することを決定したとのことです。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10 月 27 日付協議申入れにおいて、公開買付価格（本提案者）3,700 円（ただし、KDDI との間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができた場合には 3,720 円）を基準として価格変更に関する協議の申入れを受けたことを踏まえ、本公開買付価格について真摯に検討を行ったとのことです。公開買付者は、引き続き本公開買付けは当社の株主の皆様にとって最も魅力的な売却機会であると考えているとのことですが、本公開買付けの成立に向けて株主の皆様にとってより魅力的な売却機会を提供する観点から、2026 年 11 月 11 日、10 月 27 日付協議申入れに応じ、本公開買付価格を 3,700 円、本自

己株式取得価格を3,008円に変更することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、本11月11日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,701円、本自己株式取得価格を3,009円に変更することを決定したとのことです。

＜後略＞

（iii）公開買付者による買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

イ　買付け等の価格の算定の基礎

（ア）　普通株式

（変更前）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10月27日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、2026年11月11日、本公開買付価格を3,683円から3,700円に変更することを決定したとのことです。

本11月11日付条件変更後の本公開買付価格である3,700円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して74.45%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.94%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して89.84%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して70.82%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本11月11日付条件変更後の本公開買付価格である3,700円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して33.38%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して52.77%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.93%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して71.85%のプレミアムとなる価格となるとのことです。また、本11月11日付条件変更後の本公開買付価格である3,700円は、2026年5月12日の当社株式の終値である2,925円に対して26.50%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

（変更後）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10月27日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、2026年11月11日、本公開買付価格を3,683円から3,700円に変更することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、本11月11日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,700円から3,701円に変更することを決定したとのことです。

本11月26日付条件変更後の本公開買付価格である3,701円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して74.49%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.99%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して89.89%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して70.87%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本11月26日付条件変更後の本公開買付価格である3,701円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して33.42%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して52.81%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.98%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して71.90%のプレミアムとなる価格となるとのことです。また、本11月26日付条件変更後の本公開買付価格である3,701円は、2026年5月12日の当社株式の終値である2,925円に対して26.53%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

③　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(変更前)

＜前略＞

(xiii) Kamgras １による2026年11月11日付条件変更を踏まえた検討の経緯

＜中略＞

なお、2026年11月12日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はありません。

(変更後)

＜前略＞

(xiii) Kamgras １による2026年11月11日付条件変更を踏まえた検討の経緯

＜中略＞

なお、2026年11月12日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はありません。

(xiv) Kamgras １による2026年11月26日付条件変更を踏まえた検討の経緯

その後、公開買付者は、2026年11月26日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、本公開買付価格を１株当たり3,700円から3,701円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年５月11日の終値2,774円に対して33.42%のプレミアム、直近１ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して52.81%のプレミアム、直近３ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して80.98%のプレミアム、直近６ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して71.90%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年４月23日の前営業日である2026年４月22日の終値2,121円に対して74.49%、2026年４月22日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値2,103円に対して75.99%、2026年４月22日までの過去３ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して89.89%、2026年４月22日までの過去６ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して70.87%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）、本自己株式取得価格を3,008円から3,009円に変更しております。

当社取締役会及び本特別委員会は、2026年11月11日付で本提案者に対して送付した公開買付価格（本提案者）を引き上げる意向の有無等を確認する書面に対する本提案者からの回答も踏まえ、引き続き公開買付者及び本提案者と誠実に協議等を行い、適切に検討を行っていく予定です。

なお、2026年11月27日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はありません。

（３）本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、134営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、

当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、144営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針

（変更前）

＜前略＞

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2027年1月中旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2027年2月上旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

＜後略＞

以上